

清流

平成25年7月1日発行

平成

25

年度



みどり
水土里ネット
安曇川沿岸
(安曇川沿岸土地改良区)

第25号



目次

| | |
|--------------------|---|
| ◇理事長挨拶、総代会 | |
| 平成25年度連絡調整員の紹介について | 2 |
| ◇平成23年度決算、平成25年度予算 | |
| 農業用水水源地域保全対策事業について | 3 |
| ◇平成24・25年度事業について | 4 |
| ◇県営かんがい排水事業等について | 5 |
| ◇お知らせ・その他 | 6 |

ごあいさつ

理事長 川島 平

盛夏の候、組合員の皆様におかれましては、益々御健勝の事とお慶び申し上げます。日頃より当土地改良区の業務運営並びに事業の推進に対しまして、格別のご理解とご協力を賜りまして、心より厚く御礼申し上げます。

昨年は、当地域では大した災害も無く、水稻の作況は102のやや良と良品質の豊穰の出来秋を終えられたことと存じます。しかし、灌漑用水の供給につきましては、5月から6月に掛けての晴天により用水が不足し、左岸用水ポンプを一週間程度稼働するとともに、組合員の皆様方のご協力のもと交互送水を行い、用水の供給に努めさせて頂きました。

今年も昨年と同様、田植期の晴天・渇水により左岸ポンプの稼働や奥山ダムからの取水、交互送水等を実施しましたが皆様方には何かとご心配やご不便をお掛けしたと存じます。三重生井・麩庭井からの取水も、年々進む安曇川の河床低下の影響により、より取水が困難な状況になっており、今後予定されています安曇川の河川整備の際に充分考慮して頂けるように要望しているところです。今後とも、異常気象や安曇川の河床低下また農

作業時期の集中化により用水不足が続くものと思われませんが、組合員皆様の節度ある取水にご協力を頂きますようお願いいたします。

施設整備状況でございますが、前年度に引き続き左岸上古賀地先の管渠改修の本格的な工事实施を行うとともに、下古賀地先の改修計画の調査を進め、また合同井堰の取水水門の改修にも着手することとしています。更に新たに右岸長尾地先・田中地先の水路老朽化対策の調査にも着手する予定です。老朽化した各施設の整備には多額の経費を要しますが、県や市の支援を受けながら計画的に進めて参りたいと存じますので組合員各位のご理解ご協力を重ねてお願いいたします。昨年起きました管子トンネルの痛ましい事故は、施設を管理するものとして、日頃の点検、維持管理の重要性が問われました。現在国や県において進められているアセットマネジメント事業に通じるものがあり、当改良区においても危険個所の早期の整備により、施設の長寿命化を計ってまいります。

今後とも農業用水を中心に環境保全、防災等多面的な機能を併せ持つ水管理を、適正かつ効果的に維持管理して参りますので、組合員各位の一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

第 63 回通常総代会を開催

平成 25 年 3 月 9 日開催の通常総代会において議案審議の結果、下記の 12 議案が全て原案どおり可決決定致しました。

【総代会提出議案】

- 第 1 号議案 専決処分につき承認を求めることについて
平成 24 年度一般会計収支補正予算（第 2 号）
- 第 2 号議案 平成 24 年度地区除外決済金特別会計収支補正予算（第 1 号）について
- 第 3 号議案 平成 24 年度退職給与積立金特別会計収支補正予算（第 1 号）について
- 第 4 号議案 地区除外決済金算定基準の変更について
- 第 5 号議案 平成 25 年度役員報酬について
- 第 6 号議案 平成 25 年度組合費の賦課徴収方法について
- 第 7 号議案 歳計現金の預入先について
- 第 8 号議案 一時借入金について
- 第 9 号議案 長期借入金について
- 第 10 号議案 平成 25 年度一般会計収支予算について
- 第 11 号議案 平成 25 年度地区除外決済金特別会計収支予算について
- 第 12 号議案 平成 25 年度退職給与積立金特別会計収支予算について



平成 25 年度 連絡調整員の紹介 (敬称略)

組合員の皆様には、連絡調整員様のお世話により、配布物の送付や、ご連絡をさせていただきまます。連絡調整員の皆様には、一年間いろいろとお世話になりますが、ご協力の程、よろしくお願い致します。

安曇川町

| | |
|------|-------|
| 下古賀区 | 井上公一 |
| 上古賀区 | 江下輝美 |
| 長尾区 | 山田勝治 |
| 中野区 | 清水秀雅 |
| 南古賀区 | 北村五左雄 |
| 南市区 | 安原徹 |
| 下ノ城区 | 赤井幸男 |
| 仁和寺区 | 村山雅和 |
| 三田区 | 吉岡勝也 |
| 佐賀区 | 森廣次 |
| 沖田区 | 奥谷義則 |

| | |
|------|------|
| 北出区 | 石島一明 |
| 三尾里区 | 八木忠徳 |
| 西万木区 | 横村正治 |
| 五番領区 | 中村賢治 |
| 馬場区 | 熊谷徳男 |
| 三重生区 | 多胡茂 |
| 庄堺区 | 熊谷隆夫 |
| 上寺区 | 上田正治 |
| 十八川区 | 青柳八木 |
| 青柳区 | 柴田敬三 |

新旭町

| | |
|------|--------|
| 新庄区 | 古田幹雄 |
| 川原市区 | 岡多敏彦 |
| 井ノ口区 | 安養寺原隆二 |
| 安養寺区 | 北畑上原敏次 |
| 北畑区 | 藁園桂田藤康 |
| 藁園区 | 太田上原和彦 |
| 深溝区 | 針江北野俊彦 |
| 五十川区 | 辻沢足立喜功 |

| | |
|-----|-------|
| 今市区 | 乘原聡 |
| 平井区 | 桑原茂和 |
| 田井区 | 川島伊士郎 |
| 森区 | 川口正一郎 |
| 堀川区 | 遠藤勉 |
| 山形区 | 山本義昭 |
| 霜降区 | 川島栄一 |

平成 23 年度 一般会計収支決算の報告をいたします

(平成 24 年 10 月 27 日 (土) 第 80 回臨時総代会が開催され、可決されました)

収 入 93,657,901 円 **支 出** 87,090,747 円

差引額 6,567,154 円を平成 24 年度へ繰越いたしました

◆収入 93,657,901 円

| | 決 算 額 | 予 算 額 | 増 △減 |
|---------|--------------|--------------|------------|
| 1. 組合費 | 50,742,580 円 | 50,212,000 円 | 530,580 円 |
| 2. 借入金 | 0 円 | 0 円 | 0 円 |
| 3. 補助金 | 24,193,000 円 | 24,414,000 円 | △221,000 円 |
| 4. 交付金 | 0 円 | 0 円 | 0 円 |
| 5. 雑収入 | 1,766,599 円 | 1,509,000 円 | 257,599 円 |
| 6. 財産収入 | 0 円 | 1,000 円 | △1,000 円 |
| 7. 繰入金 | 13,524,255 円 | 13,623,000 円 | △98,745 円 |
| 8. 繰越金 | 3,431,467 円 | 3,393,000 円 | 38,467 円 |

◆支出 87,090,747 円

| | 決 算 額 | 予 算 額 | 増 △減 |
|------------|--------------|--------------|--------------|
| 1. 事務所費 | 18,926,517 円 | 20,664,000 円 | △1,737,483 円 |
| 2. 維持管理事業費 | 40,189,472 円 | 42,864,000 円 | △2,674,528 円 |
| 3. 償還金 | 13,337,494 円 | 13,473,000 円 | △ 135,506 円 |
| 4. 負担金 | 3,807,970 円 | 3,814,000 円 | △ 6,030 円 |
| 5. 財産費 | 6,011,408 円 | 6,213,000 円 | △ 201,592 円 |
| 6. 諸 費 | 4,817,886 円 | 5,124,000 円 | △ 306,114 円 |
| 7. 予備費 | 0 円 | 1,000,000 円 | △1,000,000 円 |

平成 25 年度 一般会計収支予算の報告をいたします

(平成 25 年 3 月 9 日 (土) 第 63 回通常総代会が開催され、可決されました)

収 入 101,230,000 円 **支 出** 101,230,000 円

◆収入 101,230,000 円

| | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増 △減 |
|---------|--------------|--------------|---------------|
| 1. 組合費 | 49,986,000 円 | 50,089,000 円 | △103,000 円 |
| 2. 借入金 | 18,800,000 円 | 10,800,000 円 | 8,000,000 円 |
| 3. 補助金 | 13,608,000 円 | 33,636,000 円 | △20,028,000 円 |
| 4. 交付金 | 8,100,000 円 | 4,500,000 円 | 3,600,000 円 |
| 5. 雑収入 | 939,000 円 | 971,000 円 | △32,000 円 |
| 6. 財産収入 | 1,000 円 | 1,000 円 | 0 円 |
| 7. 繰入金 | 8,152,000 円 | 5,132,000 円 | 3,020,000 円 |
| 8. 繰越金 | 1,644,000 円 | 691,000 円 | 953,000 円 |

◆支出 101,230,000 円

| | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増 △減 |
|------------|--------------|--------------|---------------|
| 1. 事務所費 | 24,244,000 円 | 24,773,000 円 | △529,000 円 |
| 2. 維持管理事業費 | 33,822,000 円 | 55,817,000 円 | △21,995,000 円 |
| 3. 償還金 | 3,354,000 円 | 3,342,000 円 | 12,000 円 |
| 4. 負担金 | 28,211,000 円 | 10,629,000 円 | △17,582,000 円 |
| 5. 財産費 | 5,363,000 円 | 5,413,000 円 | △50,000 円 |
| 6. 諸 費 | 5,236,000 円 | 4,845,000 円 | 391,000 円 |
| 7. 予備費 | 1,000,000 円 | 1,000,000 円 | 0 円 |
| 8. 繰越金 | 0 円 | 1,000 円 | △1,000 円 |

農業用水水源地域保全対策事業

農業用水水源地域保全対策事業は、安曇川上流部の森林が持つ地下水涵養等の多面的機能が地域農業にもたらす恩恵などを、環境保全活動・体験学習会を通して、啓発を行っております。

事業最終年度の昨年度は、高島市朽木の高島森林公園くつきの森において、植樹や間伐材での時計作りを行いました。

学習会を開催することにより、多くの方に森林と川の関係を知って頂くことができました。沢山の方のご参加をいただき有難う御座いました。



平成 24 年度事業完了地区

農業体質強化基盤整備促進事業

① 右岸幹線用水路暗渠改修工事

安曇川町田中地先

工事概要：ヒューム管径 800mm

延長 156m 改修



② 板柵工改修工事

安曇川町南古賀地先

工事概要：コンクリート柵板

延長 106m 改修



土地改良施設維持管理適正化事業



右岸支線ゲート改修工事

安曇川町南古賀地先

工事概要：ステンレス鋼製スライドゲート改修
(幅)2,000mm×(高)1,180mm (1門)

平成 25 年度実施予定事業

工事の際には、断水となります。
下流集落の方々には大変ご迷惑をお掛け致しますが、工事期間中のご協力を
よろしくお願い致します。



土地改良施設維持管理適正化事業



① 新庄幹線用水路

新旭町新庄地先

工事概要：鉄筋コンクリート三面張水路

(幅) 1,780mm×(高) 450mm

延長 79m 改修



② 饗庭井水路付帯施設改修工事

新旭町安井川地先

工事概要：ゲート改修 1門
ゲート補修 2門

県営かんがい排水事業（基幹水利施設整備型） ～安曇川左岸地区～
 県営かんがい排水事業（基幹水利施設保全型） ～安曇川合同井堰～
 県営かんがい排水事業（基幹水利施設保全型） ～安曇川右岸Ⅰ地区・Ⅱ地区～

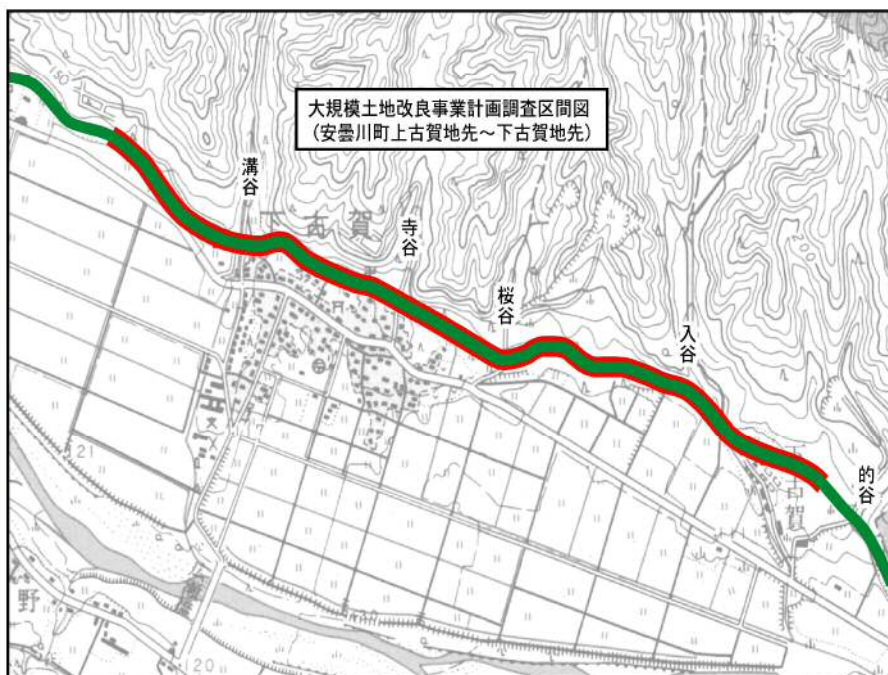
| | 基幹水利施設整備型 安曇川左岸地区 | 基幹水利施設保全型 安曇川合同井堰 | 基幹水利施設保全型 右岸Ⅰ地区 | 基幹水利施設保全型 右岸Ⅱ地区 |
|---------|-----------------------------------|----------------------|--------------------|--------------------|
| 事業内容 | 県営左岸幹線用水路改修 | 安曇川合同井堰取水門改修 | 県営右岸幹線用水路補修 | 県営右岸幹線用水路改修 |
| 事業年度 | 平成21年度～平成28年度 | 平成24年度～平成26年度 | 平成25年度～平成28年度 | 平成25年度～平成28年度 |
| 施工場所 | 安曇川町上古賀地先 | 安曇川町上古賀地先 | 安曇川町長尾地先 | 安曇川町田中地先 |
| 事業費 | 796,000,000円 | 118,000,000円 | 118,000,000円 | 118,000,000円 |
| 本年度事業費 | 180,000,000円 | 35,000,000円 | 10,000,000円 | 10,000,000円 |
| 改良区負担金 | 18,000,000円 | 3,500,000円 | 1,000,000円 | 1,000,000円 |
| 本年度施工内容 | 用水路工（パイプインパイプ工法） 付帯工 用地補償 測量試験 | 取水ゲート製作 用地補償 測量試験 | 測量試験 | 測量試験 |
| 附記 | 工事雑費・事務費を除く | 工事雑費・事務費を除く | 工事雑費・事務費を除く | 工事雑費・事務費を除く |

大規模土地改良事業計画調査～安曇川左岸地区～

昨年度に引き続きまして、安曇川左岸地区の大規模土地改良事業計画調査を実施致します。

調査の目的は、今後土地改良施設の改修を事業化するにあたり、現在未整備水路区間（安曇川町上古賀～下古賀地先）の詳細な調査を行うものです。平成24・25年度で調査を実施し、早急に事業採択されるよう、県・市の協力を得ながら、土地改良施設の適切な更新整備を進めてまいります。

左岸幹線用水路水路橋の
コンクリート剥離・鉄筋腐食状況



こんなときは、届出が必要です。

- ◎農地の **売買・贈与・賃借・交換** などをしたとき
- ◎農業者年金受給のため **経営移譲** したとき
- ◎生前贈与または、組合員死亡により **名義変更** したとき
- ◎組合員の **住所を変更** したとき



このように組合員様の変更があるときは
『**組合員資格得喪通知書**』（耕作権移転届）
を提出して下さい

- ◎田を **宅地等に転用** したとき
- ◎田を **公共事業用地として転用** したとき
(道路・公園・河川等)
- ◎田を **畑に転用** したとき (地区除外申請)



このように田がなくなるときは
『**農地転用等の通知および意見書交付願
・地区除外申請書**』
を提出して下さい

- ※ 各種届出用紙が必要な場合やご不明な点がある方は、土地改良区までお気軽にお電話下さい。(電話 0740-33-0009)
- ※ 農地転用等の通知および意見書交付願は、高島市農業委員会にてお受け取り下さい。
- ※ 資格の異動(名義変更)や農地転用(地区除外)の届出は、土地改良法第43条の規定により組合員様から土地改良区へ通知することが義務付けられています。

**届出のない場合は、売買・賃貸・転用などがあっても台帳の変更はされません。
賦課金は、そのまま賦課されますので、ご注意ください。**

決済金について

平成 25 年度決済金単価 1 m²当り 1 6 7 円

農地転用（地区除外）した面積に応じ、決済金がかかります。

土地改良区受益地内の土地を除外（資格の喪失）する場合は、土地改良法第42条の規定により、「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」とされています。

決済金とは・・・

土地改良区施設の維持管理費は組合員の皆様からいただいている賦課金（組合費）でまかなっているため、転用等により面積が減ると、残った農地（組合員）がその負担を負うことになります。維持管理費の増大と面積の減少により残った農地への負担が過重にならないよう、負担の公平を図るため農地転用等により土地改良区から除外する際には決済金を納めていただいております。公共事業等で買収された場合も、同様に決済金が発生いたします。

督促手数料について

平成 25 年度より、賦課金督促状が發布されますと督促手数料として 100 円をいただくことになりました。

組合員さまにおかれましては納期限内のお支払いをよろしくお願い致します。

また、口座自動振替をご契約されていない方には、納め忘れがなく、お支払いの手間もいらない口座自動振替をお願いしております。

個人情報保護について

(安曇川沿岸土地改良区 個人情報保護に関する規程)

組合員様の個人情報（「組合員資格得喪通知書」または「農地転用等の通知および意見書交付願・地区除外申請書」または転作調査の為、滋賀県農業共済組合高島支所・高島市農業再生協議会から取得した個人情報）は、当土地改良区の事業運営に関する利用目的の範囲内で利用させていただくものであり、組合員様のご承諾なく第三者に提供することはありません。

お願い

- ・公平な配水を実施するため、

用水のかけ流しは、おやめください。

- ・かけ流しは、用水不足をまねく原因となりますので、水門、田んぼ水口の適切な管理をお願いいたします。
- ・刈った草やゴミなどを水路に落とさないで下さい。
水路が詰まる原因となります。

